

★ 今月のテーマ：マイナンバーに伴うセキュリティ問題 ★

2015年10月、マイナンバーの通知が始まりました。

マイナンバーは将来的に利用範囲も拡大し、より個人の様々な情報と結び付くため、狙われる危険性が高まります。また情報漏洩による影響や被害も大きくなるのが想定されます。

企業はマイナンバーの管理にあたり、様々なリスクが伴う事を認識しなくてはなりません。

■ 企業でのマイナンバーの取り扱いとセキュリティ ■

企業は、自社の従業員とその扶養家族だけでなく、請負契約の支払いの相手や、不動産使用料や配当の支払先についても、マイナンバーを収集し、適切に管理しなければなりません。収集されたマイナンバーは、報酬にかかる支払調書や源泉徴収票、社会保険関係の手続きなどに利用されます。企業に収集・保管されたマイナンバーは、不要になるか、保存期間を超えた時点で廃棄されます。この収集・保管・廃棄の流れのなかで、企業が得た情報は社内外両方からの漏洩リスクにさらされ続けることになるため、それを完全に回避・防止をすることが求められています。



■ 企業にはいつそうのセキュリティ対策が不可欠 ■

企業は、ウイルスなどのマルウェアを利用したサイバー攻撃による情報漏洩に、以前もまして警戒しなければなりません。マイナンバー制度に似た「社会保障番号制度」を運用しているアメリカやカナダ、韓国などでは、個人情報の漏洩事件が多発しています。

■ マイナンバー利用上の注意点 ■

マイナンバーは法律で定められた事務や手続き以外の用途に使うことはできません。従って、そのような手続きに関係のない場面でマイナンバーを教えるように求められても、安易に教えてはいけません。

特に、電話などで警察や公的な機関を名乗る者からマイナンバーや住所氏名を教えるよう求められた場合は詐欺ですので絶対に教えないようにし、本物の役所や警察に直ちに相談しましょう。また、他人のマイナンバーを不正に入手してはいけません。他人のマイナンバーを取り扱う者が、マイナンバーや個人情報のファイルを不当に提供することは、処罰の対象となります。

自分のマイナンバーは勿論、家族のマイナンバーや自分が経営する会社の従業員のマイナンバーなど、知ることができたマイナンバーについての管理は慎重に行い、盗難や紛失被害にあわないように気をつけましょう。

2015年2月には、不正アクセスにより、約8,000万件もの住所や氏名などの個人情報が流出する事件がアメリカで発生しました。このような事態は、日本でも起きるおそれがあります。企業は、セキュリティ対策ソフトの導入や、これまでより一段上のセキュリティシステムの導入の検討が必要です。

赤松事務機株式会社

本社 TEL : 087-833-3434 FAX : 087-835-2485

岡山 TEL : 086-271-1206 FAX : 086-273-7356

URL : <http://www.akamatsu-jimuki.co.jp/>